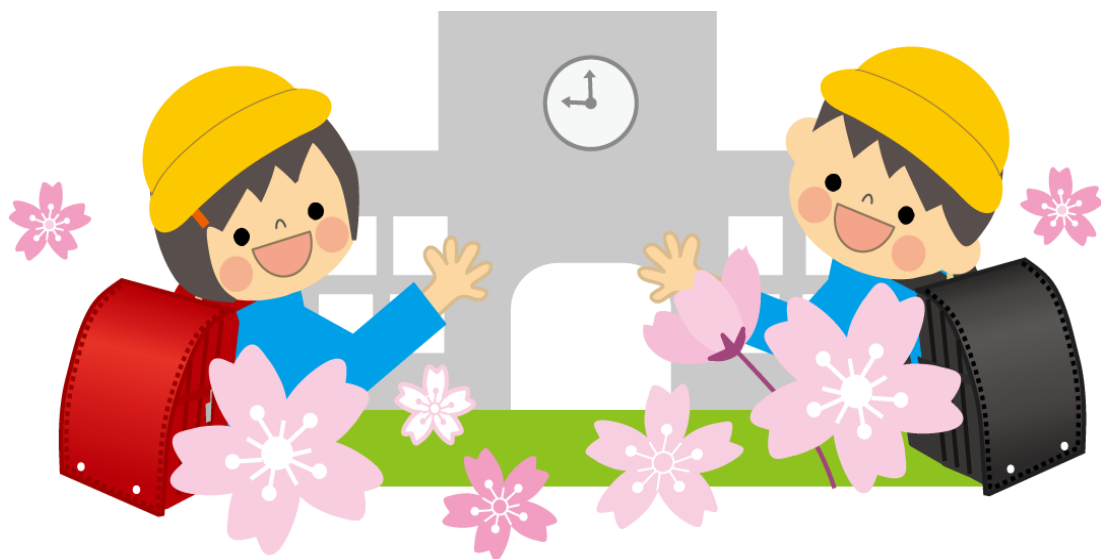


放課後キッズクラブ 入会のしおり 2024年度版



**駒林小学校放課後キッズクラブ
運営法人 スマイルクルー**

(注) 本案内の内容は、2023年12月時点で作成したものです。



目 次

1	放課後キッズクラブとは	1
2	運営法人 「株式会社スマイルクルー」について	1
3	駒林小学校放課後キッズクラブの活動について	1
4	放課後キッズクラブの開所日について	2
5	放課後キッズクラブの利用区分について	3
6	わくわく【区分1】の利用について	4
7	すくすく【区分2A・B】の利用について	5
	くすくす【区分2A・B】の利用料減免制度について	6
8	保険への加入について	8
	保険に関するQ&A	10
9	利用申込みについて	10
10	利用の決定について	11
11	新1年生の利用開始について	11
12	利用区分の変更について	12
13	「みまもりキッズ」の登録について	12
14	『利用予約』について	12
15	利用料等の支払方法について	13
16	広報誌『キッズニュース』について	14
17	『キッズノート』の準備と提出について	15
18	利用当日の流れについて	15
19	おやつについて	17
20	夏休み期間中の利用について	17
21	警報発表時等の対応について	18
22	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について	19
23	ご意見・ご要望等について	19
24	お問い合わせ先	19
	個人情報の取り扱いに関する同意書	20

(様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用申込書
- 証明書・申告書等用紙請求書、自宅までの地図
-
-
-
-

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

2004年度に開始され、2020年度には本市の全ての小学校に設置されています。

駒林小学校放課後キッズクラブは、港北区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

2 運営法人「スマイルクルー」について

「駒林小学校放課後キッズクラブ」を運営する「株式会社スマイルクルー」は以下の企業理念（抜粋）を挙げています。

「私たちにとって大切なものは、明日を担う子どもたちであり、スマイルクルーを必要としている会社であり、又、一緒に働く仲間であると思います。人と人、企業と企業をつなぐことによって、皆に笑顔を届ける事ができる企業になりたいと思います。スマイルクルーは訪問する先々で幸せを伝達する企業です。」

3 駒林小学校放課後キッズクラブの活動について

★活動内容：児童のための『自由遊び』が主な活動です。集団生活ですので、ルールはあります。その充実のために楽しい体験プログラムやイベントを単発や継続形式で実施します。地域交流・親子交流や保護者のためのものも計画しています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、以下の(1)～(3)の日を除き、原則として開所となります。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月29日から1月3日まで(年末年始)

※ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(詳しくは、P3～参照)。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時 ※詳しくはP18参照)	夏休み期間中猛暑時 ※詳しくはP17参照)	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

予約している場合はキャンセルをお願いいたします。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしぞら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分		わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
		—	留守家庭児童等※であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	学校 休業日	午前10時～12時 午後1時～3時 (季節により変動あり。キッズニュースにてご確認ください) ※午前・午後のどちらかで利用ができます。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え		各キッズクラブで定められている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(詳しくはP16を参照)		
利用料		無料	月額2,000円 (7, 8月のみ2,500円)	月額5,000円+おやつ代 (7, 8月のみ5,500円+おやつ代) 100円/回
		※スポット利用 (P4 参照) 800円/回+ おやつ代 (P19 参照) 100円/回	※延長料(午後7時まで)は400円/回+おやつ代100円/回	
		減免あり (詳しくはP6・7を参照)		
保険加入料		年額700円必須 (詳しくはP8を参照)		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 <u>留守家庭児童等であることの証明書</u> 	
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表(写し)の提出が必要</u> です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

(1) 利用時間

※要予約 予約についてはP12~13 参照

平日	放課後～午後4時
学校休業日（土曜日除く）	午前10時～12時、午後1時～3時 ・どちらかの時間帯で参加 季節により変動あり

・土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール

<平日（学校のある日）>

- ★キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。
- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。
希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

- ★正門・キッズクラブ出入口から入り、キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。
- ★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します。
(両方は参加できません)
- ★わくわく【区分1】のお子さんはスポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

(3) 利用料金について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP8を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。

スポット利用には、1回あたり800円の利用料とおやつ代100円（食べた場合）がかかります。スポット利用料とおやつ代は、口座引き落としとなります。（P13参照）

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておいてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。

今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P18～19 参照）や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

7 すくすく【区分2A・区分2B】の利用について

(1) 利用時間

※事前の参加予約が必要です。（P12・13 参照）

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400 円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール

<平日（学校がある日）>

- ★キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。
- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
- ★午後5時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書などの活動を行います。

<学校休業日（土曜日含む）>

- ★正門・キッズクラブ出入口から入り、キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。（昼食はキッズクラブ内で食べます）

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000 円 (7、8月のみ 2,500 円)	5,000 円 (7、8月のみ 5,500 円)
延長料（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP8 参照）。

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。（P13 利用料等の支払いについて参照）

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくはP6・7参照）。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ① 横浜市就学援助を受けている方
- ② 生活保護世帯の方
- ③ 市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

(例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料金は月額0円

月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料金は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

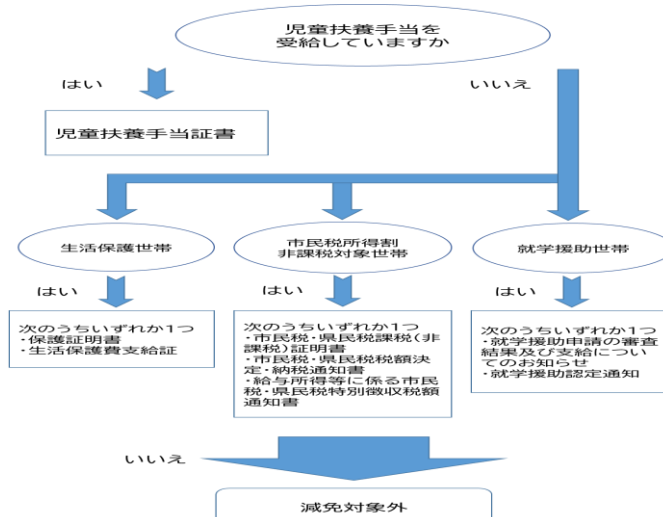
(4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「Ⅶ 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。)

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末日までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免適用を受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】		区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。※2
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※2
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※2
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。） ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※3） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※3 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくため、制度運営費を負担していただきます。この制度は駒林小学校放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。また、「保険制度に関するQ&A (P10)」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

〔①傷害保険〕〔②賠償責任保険〕2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童がケガによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です。）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) その他

・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

(5) 支払方法

① 「払込取扱票」を用いてのお支払い

ゆうちょ銀行または郵便局のATMで、入会のしおりに添付されている「払込取扱票」を用いてお支払いください。お支払い後、④か⑥を利用申込書にクリップ止めしお持ちください。

① 窓口支払い

② ATM支払い

【手数料について】 ※2023年12月現在の料金です。

窓口の場合

- ・ゆうちょ通帳、キャッシュカードでの支払い 203円
- ・現金払い 313円

ATMの場合

- ・ゆうちょ通帳、キャッシュカードでの支払い 152円
- ・現金払い 262円

② 「電信振替」でのお支払い

ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMから電信振替ができます。

お支払い後、『ご利用明細票』を利用申込書にクリップ止めしお持ちください。

ゆうちょ口座からの送金先	
店名	0280-2
預金種目	当座
口座番号	143481
口座名義人名	(カ)スマイルクルー
【手数料】100円	

他銀行口座からの送金先	
銀行名	ゆうちょ銀行
店名	〇二九
預金種別	当座
口座番号	143481
口座名義人名	(カ)スマイルクルー
【手数料】銀行により異なる	

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

③ 「インターネットバンキング」でのお支払い

振込結果が分かるようにプリントアウトして利用申込書にクリップ止めしお持ちください。

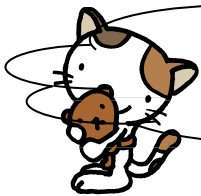
【手数料について】

ゆうちょのインターネットバンキングは月5回まで手数料が無料になります。(6回目以降は100円)

他銀行口座からの送金手数料は銀行によって異なります。

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

②③をご選択の場合、「残高」が記載されることがあります。キッズクラブにお持ちになる際は金額を塗りつぶす等、残高金額が見えないようにご注意ください。



保険に関する Q&A

Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A 2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q 3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？
A 4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

保険に関するお問い合わせは(株)スマイルクルーへお願い致します。

9 利用申込について

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位(4/1~3/31)で行います。
利用を希望する場合は年度当初に登録を済ませて頂きますようお願い致します。(別紙登録会について参照)

利用登録に必要なもの
<input type="checkbox"/> 利用申込書 <input type="checkbox"/> 証明書・申告書等請求書 及び 自宅地図用紙 <input type="checkbox"/> 保険制度運営負担金(700円) ご利用明細表 <input type="checkbox"/> キッズノート用大学ノート(新規の方)
すくすく【区分2A・区分2B】に登録の方は <input type="checkbox"/> 留守家庭児童等を証明する書類(後日でも可能) ★用紙は登録会の際に配布。もしくは HP よりダウンロード

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月の給食開始日からの利用開始となります。
(詳しくはP11 参照)

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・区分2B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・区分2B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・区分2B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません(利用申込書はお子さん1人につき1部必要です)。

保護者の状況	各種証明書等	★印の用紙はHPでダウンロードするか利用申込の際に配付致します（保育園用とは異なります）
会社員、公務員等	就労（予定）証明書 ★	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業従事者等申告書 ★	
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 ★	※1
	※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。	
障害のある方	病気・障害等申告書 ★	
	※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。	
求職中の方	求職活動申告書 ★	※2
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書*	
	※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。	

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月の給食開始日からとなります。ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

【新1年生の利用にあたっての注意事項】

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から入学式までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の前月25日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.11 参照）の提出が必要になります。
- 一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.10 参照）の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すくすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証明する書類の再提出は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

13 「みまもりキッズ」の登録について

お子さんの入退室の確認やキッズクラブの予約・口座登録をWeb上で行います。詳細は登録時に文書をお渡しします。（「みまもりキッズ」登録ご案内資料参照）キッズクラブの利用申し込みを済ませた方は、必ずご登録ください。

14 『利用予約』について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、「みまもりキッズ」より利用予約をお願いしています。前月20日から次月の予約を開放いたします。

次の開所日の準備のために予約締切を設けております。（「みまもりキッズ」登録ご案内資料参照）

- ご予約のあるお子さんの参加がない場合、校内を探した上で保護者の方へ確認（メール・TEL）をさせていただきます。
- ご予約がなくお子さんが参加した場合も、保護者の方へ確認をさせていただきます。

<予約の追加・取り消し(キャンセル)・変更>

- 当日の場合は授業終了時刻(入室時刻)までに、メール連絡をお願いします。
- 学校を欠席・早退する場合にも必ずご連絡をお願いいたします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予約された日の利用が原則です。
- キッズノートの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- やむを得ずお子さんの登校後に急な利用・急な取りやめなどが発生した場合には、必ずキッズクラブに連絡するとともに、学校にもご連絡をするようお願いいたします。

15 利用料等の支払方法について

駒林小学校放課後キッズクラブでは、子どもたちへの関りに重点を置くことを念頭に、キッズ室内での現金の受渡し等のトラブルを防ぐ為、利用料・延長料・スポット利用料・おやつ代等をゆうちょ銀行口座引落としとさせていただいております。『みまもりキッズの口座登録ご案内資料』をご覧ください。お手数ですがお手続きをお願いいたします。

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2】(月毎口座引き落とし)	
		ゆうやけ【2A】	ほしぞら【2B】
月額利用料金	—	2000円(月額) (7・8月は2500円)	5000円(月額) (7・8月は5500円)
おやつ代	100円×利用回数	100円×利用回数	100円×利用回数
スポット利用料	800円×利用回数	—	—
延長料	—	400円×利用回数	—

引落日：翌月20日 例) 4月分 ⇒ 5月20日引き落とし
(引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります)

※ 請求額は毎月10日頃、入退室システム「みまもりキッズ」のマイページでご確認いただけます。

【お願い】

前日までに口座へのご入金をお願いいたします。引落とし手数料(10円)は保護者様のご負担となります。

16 広報誌『キッズニュース』について

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月25日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校児童に配付いたします。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

17 『キッズノート』の準備と提出について

キッズクラブ専用のノートをご用意ください。

- ① セミB5判大学ノート。横罫。左開き。30ページほどのもので分厚くないもの。
- ② 製本が糸綴じか糊綴じのもの。(バネなどで綴じてあるものは避けてください)
- ③ 表紙にタイトル名前シールを貼りますので、シンプルな表紙のもの
 - ・タイトル名前シールはこちらで用意します。
 - ・タイトル名前シールは表紙の下半分に貼ります。上半分には貼らないでください。
- ④ ノートは毎月見開きで使用します。『キッズ利用表』(ノート貼付用)を左ページに貼付してください。『キッズ利用表』(ノート貼付用)は毎月20日頃発行します。キッズルーム廊下にあります。お子さんご自身でお持ち帰りいただくか、ホームページよりダウンロードし、利用当日までに貼付してください。
- ⑤ キッズクラブ参加日には、『キッズ利用表』の参加日当日の所定の保護者欄に保護者印(もしくは署名)を押し、お子さんにノートを持たせてください。出欠欄はこちらで入室確認後に、出席印を押します。(動画にて説明)

18 利用当日の流れについて

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、ランドセルを持ったままキッズクラブに行きます。キッズクラブは南棟2階、体育館寄りです。
※家に帰ってからの参加はできません。(ただし、家に帰っても家に入れなかったりした場合はキッズクラブに戻るようにお子さんにお伝えください)
※土曜日等の学校がお休みの日については、正門のインターホンで「学年・組・名前」を告げ、キッズの出入り口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 利用カードと『キッズノート』を出します。※利用カードはキッズクラブで管理しています。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。
※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。

学校のある日 (平日実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズノート(参加当日にその都度「保護者印(署名も可)」)
学校がお休みの日 (休日実施・土曜実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズノート(参加当日にその都度「保護者印(署名も可)」) ・上履き ・お弁当(午前から午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう保冷剤等を入れるなど、工夫をお願いします。) ・水筒 ・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。)

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具、携帯電話、お菓子、現金等)
- ・なくしたり壊れたら困るもの

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方には、「お迎えなし」と「お迎えあり」があります。
ご家庭の事情や季節で選択し、予約してください。

- わくわく【区分1】(スポット利用を除く)は、午後4時までに下校します。
※わくわく【区分1】のお子さんは、午後4時を越えると、スポット利用(800円)の扱いとなり午後5時を越えるとおやつ(100円)を提供しお迎えをお願いいたします。
※スポット利用料・おやつ代は口座引き落としとなります。

例1:「午後4時 お迎えなし」予約の場合、午後4時に校門を出られるよう午後3時50分に声掛けをします

例2:「午後4時 お迎え」予約の場合、お迎えが午後4時を過ぎるとスポット利用の扱いとなります。

- 日没の時刻に合わせて、季節ごとに「お迎えなし」で下校できる時刻を決めています。これを「最終下校時刻」といいます。最終下校時刻後はお迎えが必要です。

<最終下校時刻>

4月～9月	10月	11月～1月	2月	3月
午後5時	午後4時30分	午後4時	午後4時30分	午後5時

『お迎え』

- お迎えの保護者の方は首からID吊り下げ名札を下げてください。
- お迎えは、保護者又は代理引取人登録をされている方です。
- 保護者または特定の方のお迎えがないと帰宅できません。
- 午後5時におやつを食へ始めます。間際のお迎えはできるだけご遠慮ください。
- 開所時間は午後7時までです。時間を厳守してください。
- すくすく【区分2A】のお子さんで、「お迎え予約」の場合お迎えが午後5時を越えると延長利用(400円)となりおやつ(100円)を提供します。
- お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方へご迷惑ですのでおやめください。

※学校へ入るには「正門(職員室側)」を利用してください。

校舎内に入るには校庭側にある「キッズクラブ出入口」を利用してください。

どちらも電子錠がかかっていますので、インターフォンで、お子さんの学年・組・名前をお伝えください。電子錠を開錠します。錠がかかっていない場合でも同様をお願いいたします。安全管理と、お子さんの帰り支度のためです。ご協力をお願いいたします。

[代理引取人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出及び「みまもりキッズ」に登録しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。(小学生の兄弟は不可)

19 おやつについて

すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。毎日利用するお子さんが飽きないように、季節を感じられるようにしております。

おやつの提供時間は通年5時です。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額（1回100円）を保護者の方にご負担いただきます。

持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

・午後5時におやつを食へ始めます。間際のお迎えはできるだけご遠慮ください。

20 夏休み期間の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「[熱中症警戒アラート](#)」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・B】に関しては「[熱中症警戒アラート](#)」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、[家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。](#)

※「[熱中症警戒アラート](#)」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「[熱中症警戒アラート メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「[熱中症警戒アラート メール配信サービス](#)」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

21 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※「特別警報」発表時は閉所します。</p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

22 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

23 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、駒林小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

24 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）
保険に関するお問い合わせは運営法人へお願いします。

駒林小学校放課後キッズクラブ
運営法人 株式会社スマイルクルー
横浜市港北区こども家庭支援課

TEL：045-563-3193 FAX：045-563-3193
TEL：045-316-4355
TEL：045-540-2442

個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤真紀 （045-316-4355）

2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する学童保育サービスに用います。
- ・利用料およびおやつ代などのご請求に利用いたします。

3. 個人情報の第三者提供

・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。
・お預かりした個人情報を、怪我の治療等で医療関係者に提供することがあります。
その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者へ委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社にご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号

パーク・ノヴァ横浜老番館301

株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者

メールアドレス：pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

TEL：045-316-4355（受付時間 平日9:00～18:00） FAX：045-316-4356

上記内容をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用申込書」へのご署名をもって同意されたことといたします。

2024年度 駒林小学校放課後キッズクラブ利用申込書

提出日を記入します

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛

次のとおり駒林小学校キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら		性別	登録番号	
氏名	横浜 さくら		男・女		
利用区分 (1つを○囲み)	1【区分1】 わくわく	2【区分2A】 すくすく(ゆうやけ)	3【区分2B】 すくすく(ほしぞら)		
生年月日	2015年 10月 30日(8才)		学年・組	3年 組	
利用申込理由 (複数回答) (○囲み)	1. 保護者が就労等により不在のため			駒林小学校に在籍している兄弟姉妹	
	2. 友達との遊び場と			4年 組	(氏名) 横浜 かえで
	3. 子どもが希望したから			年 組	(氏名)
	4. その他()			年 組	(氏名)
利用開始希望日	年 月 日		4月からの学年を記入してください。 組はわかるまで空欄で提出可能です (新年度に職員が記入します)。		

※ 利用区分の利用料・利用時間等は、入会のしおりをよくお読みください

II 保護者等連絡先

※以下の連絡先は、児童の出欠席簿に記入する連絡先の記入をお願いします。

(日常の連絡相手方) 保護者代表	氏名	よこはま たろう 横浜 太郎	【続柄 父】
	住所	〒000-0000 港北区日吉本町1-1-804	
	勤務先	(株)〇〇商会 (電話) 03-0000-0000 (携帯) 090-0000-0000 (自宅) 045-000-0000	
連絡先②	氏名	横浜 花子	【続柄 母】
	住所	〒000-0000 港北区日吉本町1-1-804	
	勤務先	株)〇〇サービス (電話) 03-0000-0000 (携帯) 090-0000-0000	
連絡先③	氏名	【続柄】	
	住所	〒	
	勤務先	(電話) (電話) (携帯)	

【キッズクラブ使用欄】
記入しないでください

※キッズ(学校)から自宅までの略図は別紙をご提出ください。

III 児童代理引取人届出

- ・代理人は「II 保護者等連絡先」欄で記入した以外の方で、当該児童の引取り人となる方をご記入ください。
- ・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取り人は、「II 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理人名	続柄	住所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区〇〇-〇-〇	045-000-0000

利用児童 学年・氏名	3 年 横浜 さくら
---------------	---------------

IV 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。（利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。）

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

V 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	卵、小麦
---------------------------	-------	-----------------------------	------

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

VI その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏塗布)
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を希望する・希望しない (どちらかを○囲み)	

VII 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

VIII 確認事項

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

・2024年度駒林小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。

・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。

・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童が通う駒林小学校に対して提供することを認めます。

・児童育成の観点から、必要に応じて、駒林小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、駒林小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。

・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

2024 年 3 月 8 日 保護者氏名 横浜 太郎
(自署)

記入日を入れてください。

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免			保険加入 確認
		適用	対象事由	書類受領日	
	就労(予定)証明書・自営業従事等・病 気・障害等申告書・診断書(写)・身体障 害手帳(写)・求職活動申告書・学生証 (写)・在学証明書・罹災証明書・その他 ()	あり . なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考					

2024 年度 駒林小学校放課後キッズクラブ利用申込書

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛 次のとおり駒林小学校キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな		性別	登録番号
氏名		男・女	
利用区分 (1つを○囲み)	1【区分1】 わくわく	2【区分2A】 すくすく (ゆうやけ)	3【区分2B】 すくすく (ほしぞら)
生年月日	年 月 日 (才)	学年・組	年 組
利用申込理由 (複数回答) (○囲み)	1. 保護者が就労等により不在の為		駒林小学校に在籍している兄弟姉妹
	2. 友達との遊び場として		年 組 (氏名)
	3. 子どもが希望したから		年 組 (氏名)
	4. その他 ()		年 組 (氏名)
利用開始希望日	年 月 日		

※ 利用区分の利用料・利用時間等は、入会のしおりをよくお読みください。

II 保護者等連絡先

※以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 (日常の連絡相手方)	ふりがな 氏名	【続柄】	【キッズクラブ使用欄】 記入しないでください
	住所 電話	〒 (携帯) (自宅)	
	勤務先	(電話) (携帯)	
連絡先②	氏名	【続柄】	
	住所 電話	〒 (電話)	
	勤務先	(電話) (携帯)	
連絡先③	氏名	【続柄】	
	住所 電話	〒 (電話)	
	勤務先	(電話) (携帯)	

※キッズ(学校)から自宅までの略図は別紙をご提出ください。

III 児童代理引取人届出

- ・代理人は「II 保護者等連絡先」欄で記入した以外の方で、当該児童の引取り人となる方をご記入ください。
- ・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取り人は、「II 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理人名	続柄	住所	電話番号

利用児童 学年・氏名	_____年
---------------	--------

IV 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

V 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	
---------------------------	-------	-----------------------------	--

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

VI その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を 希望する・希望しない (どちらかを○囲み)	

VII 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

VIII 確認事項

・2024年度駒林小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。

・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。

・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童が通う駒林小学校に対して提供することを認めます。

・児童育成の観点から、必要に応じて、駒林小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、駒林小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。

・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

_____年 _____月 _____日 保護者氏名
(自署)

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免			保険加入 確認
		適用	対象事由	書類受領日	
	就労(予定)証明書・自営業従事等・病 気・障害等申告書・診断書(写)・身体障 害手帳(写)・求職活動申告書・学生証 (写)・在学証明書・罹災証明書・その他 ()	あり ・ なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考					

証明書・申告書等用紙請求書 ※裏面自宅地図

_____年 _____月 _____日

学年 _____ 年 児童名 _____

学年 _____ 年 児童名 _____

学年 _____ 年 児童名 _____

保護者連絡先 (TEL) _____

- 利用区分 2A・2B をご希望の場合 ※ご両親様分必要です

<input type="checkbox"/> 就労（予定）証明書	通	
<input type="checkbox"/> 自営業従事者等申告書	通	
<input type="checkbox"/> 求職活動申告書（有効期限 3 ヶ月）	通	
<input type="checkbox"/> 病院・障害等申告書	通	
<input type="checkbox"/> 区分変更申込書	通	
<input type="checkbox"/>	通	

- お迎え代行をご利用の場合（保護者の代わりに登録された学童等がお迎えに来る）

<input type="checkbox"/> お迎え代行利用の手引き	通	
--------------------------------------	---	--

- 送り出しをご希望の場合（キッズクラブから直接習い事に 行く・行って戻ってくる）

<input type="checkbox"/> 習い事届出書	通	
---------------------------------	---	--

年 組

氏名：

住所 港北区日吉本町

学区外

学区外の方はO
↑

- * 自宅を「赤」で表記してください。
- * 地図上に入っていない方は余白部分におおよそで結構ですので記入ください。住所は建物名までお書きください。

